

十二	十一	十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	成十五	省令第三	国債の発行	財務省告示				
経過利率	発行価格	発行日	振替単位	最低額面金	払込金額	発行額	発行方法	用振替法の適	の法律及びそ	発行の根拠	号	平成十五年九月九日	等を次のとおり告示する。	十五年八月二十五日	第三十号）第七	省令第三十号）第七	国債の発行等	財務省告示第五	
日本郵政公社総裁は、	〇・三パーセント	額面金額百円につき九十九円九	の記載又は記録は、	五万円	千二百二十四億六千六百二十五	千二百二十四億六千六百二十五	日本郵政公社法（平成十四年	成振替法」という。の規定の適	社債等の振替に関する法律（平	第二十六年法律第百一号）第十	利付国庫債券（五年）（第二十九	財務大臣 塩川 正十郎		発行した利付国債の発行	項の規定に基づき、平	令（昭和五十七年大蔵	に関する省令（昭和五十七年大蔵	に	第五百七十九号

の払込み

に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{66}{365}}$$

十三 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times 1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十年六月二十日日本銀行額面金額百円につき百円

十六 元利支

平成十五年八月二十五日

十七 払込期日

平成十五年八月二十五日

十八 払込期日

平成十五年八月二十五日